

居宅介護支援事業所 ユーシャイン  
(介護予防支援)

# 重要事項説明書

令和7年4月制定

社会福祉法人 優輝福社会

## 重要事項説明書

(居宅介護支援事業所ユーシャイン)

当事業所はご契約書に対して介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

※当サービス利用は、要支援認定「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象になります。

### 1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 優輝福祉会
主たる事務所の所在地	広島県三次市吉舎町吉舎606番地
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 森重 利夫
電話番号	0824-43-3121

### 2 事業所の概要

#### (1)事業所の所在地等

事業所の名称	居宅介護支援事業所ユーシャイン
事業所の所在地	広島県庄原市総領町中領家476番地
都道府県知事指定番号	広島県 3474700014号
管理者の氏名	永谷 聖子
電話番号	0824-88-3000
ファクシミリ番号	0824-88-3030
サービス提供地域	庄原市
ホームページ	<a href="https://www.yuukifukushikai.com/">https://www.yuukifukushikai.com/</a>
メールアドレス	youshine@yuukifukushikai.com

#### (2)事業の目的及び運営の方針

事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅においてその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。また市町・地域包括支援センター・老人介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・介護保険施設・病院等の医療機関・指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。

当事業所は、利用者が介護サービスを利用するときに介護サービス事業所・施設を比較検討して選んで頂けるための情報を公表しております。

### 3 事業所窓口の営業日及び営業時間

区 分	平 日	土曜日
営業時間	8：30～17：00	8：30～17：00

(注) 年末年始(12/29～1/3)は休業日の扱いとなります。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

### 4 事業所の職員体制等

令和7年4月1日現在

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者 (主任介護支援専門員)	従業者・業務の管理	1名
介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	4名 (常勤専従3名・常勤兼務1名)

### 5 サービス利用料及び利用者負担

(1)介護予防支援に関するサービス利用料金については、利用者の負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合、事業所は利用料をいただきサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書をお住まいの市町窓口へ提出すれば、全額払い戻しを受ける事が出来ます。

■基本部分等      ◎介護予防支援費(1か月あたり)      4,720円

■加算等            ◎初回加算(新規に作成し提供した場合)      3,000円

特別地域にて特別地域介護予防支援加算15%を加算する。

(2)介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、通常のサービス地域をこえた地点から、路程1km当たり38円を実費としてお支払いいただきます。

### 6 サービス提供に関する相談、苦情について

利用者およびその家族は、当事業者のサービスについていつでも苦情を申し立てることが出来ます。

(1)苦情処理の体制および手順

苦情があった場合は、担当者が利用者およびサービス事業者や関係機関を調整し、速やかに対応します。

(2)苦情受付窓口

[解決責任者]	管理者 永谷 聖子	Tel 0824-88-3000
[窓口担当者]	各介護支援専門員	Fax 0824-88-3035

ご意見箱(玄関に設置)での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

### (3)第三者委員

上杉千恵美	電話番号（0824-73-0559）歌手
奥 易之	電話番号（0824-88-2548）無職
宮崎 文隆	電話番号（0824-66-2317）団体役員

### (4)公的機関（次の機関において苦情及び虐待の申し出等ができます。）

市町介護保険相談窓口等	住所・電話番号等	対応時間
庄原市生活福祉部 高齢者福祉課介護保険係	庄原市中本町一丁目10-1 TEL 0824-73-1167 Fax 0824-75-0245	平日 8:30～17:15
庄原市総領支所 地域振興室市民生活係	庄原市総領町下領家280番地1 TEL 0824-88-3063 Fax 0824-88-2978	平日 8:30～17:15
府中市健康福祉部 介護保険課介護福祉係	府中市府川町315 TEL 0847-40-0222 Fax 0847-45-5522	平日 8:30～17:15
三次市福祉保健部 高齢者福祉課介護保険係	三次市十日市中二丁目8-1 TEL 0824-62-6387 Fax 0824-62-6285	平日 8:30～17:15
神石高原町 福祉課介護保険係	神石高原町小島1701 TEL 0847-89-3535 Fax 0847-85-3541	平日 8:30～17:15
広島県国民健康保険団体 連合会（国保連） 介護保険課	広島市中区東白島町19-49 国保会館 TEL 082-554-0783 Fax 082-511-9126	平日 8:30～17:15

### (5)その他参考事項

- ① 管理者は、利用者からの苦情に対し、必要があるときには市町村に連絡をします。
- ② 管理者は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、また、国民健康保険体連合会からの指導、助言に従って必要な改善を行います。
- ③ 普段から利用者からの苦情が出ないようサービス提供を心がけます。

## 7 業務継続計画の策定等について

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 8 事故発生時の対応について

- (1)万一、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村等に連絡をするとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止など必要な措置を講じます。
- (2)当施設の責に記すべき事由により利用者の生命・身体、財産等に損害を与えた場合には、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。その為に損害保険を付保します。

但し、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。また、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

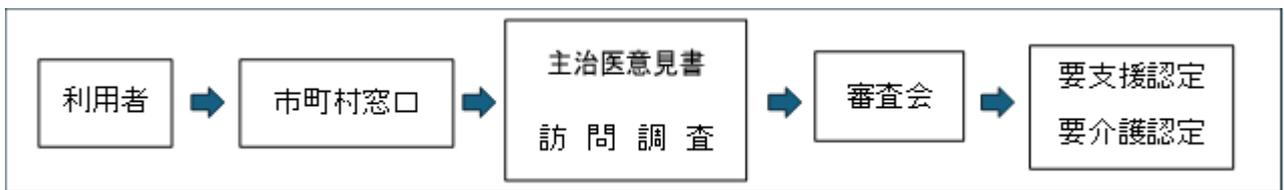
## 9 秘密保持

業務上知り得た利用者及び家族の秘密は厳密に保持します。

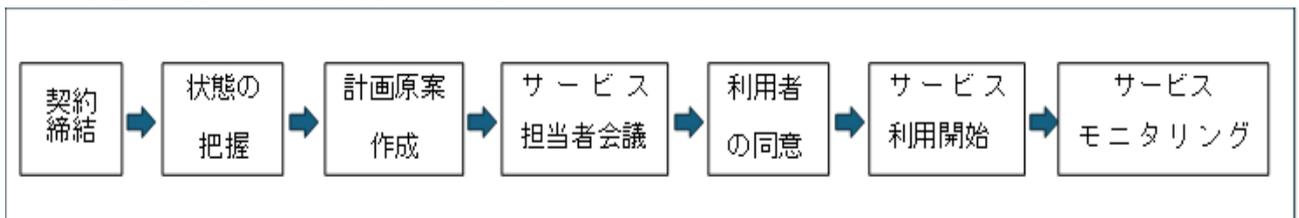
## 10 サービスの内容

(1)介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

・要支援・要介護認定



・居宅介護予防支援事業者へ介護予防サービス計画作成依頼



(2)介護予防サービス計画の作成の流れ

契約者のご家庭を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業、その他の必要な保健医療サービス・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス・支援計画書を作成し交付します。

①事業者は、介護支援専門員等に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②介護予防サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員等は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員等は、サービス担当者会議（テレビ電話装置等の活用含む）において、各専門職等の意見を聴取し、介護予防・サービス計画原案を修正します。

⑤介護支援専門員等は、介護予防・サービス計画書に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

### (3)介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス・支援計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請書等に必要な援助を行います。

### (4)介護予防サービス・支援計画書の変更

ご契約者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望された場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

### (5)介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### (6)特定相談支援事業所（相談支援専門員）、障害福祉サービスとの連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等、必要が認められる場合は、介護支援専門員は、障害福祉制度の相談支援専門員やサービス担当者との連携に努めます。

### (7)サービス担当者会議

介護予防サービス・支援計画書作成・変更時等に開催されるサービス担当者について、ご契約者またはご家族から同意を得られる場合は、テレビ電話機（タブレット・パソコン等）を活用しての会議をご提案する場合があります。

### (8)ICT（情報通信機器等）の活用

事務所職員の人材の有効活用及びサービス事業所等との連携を促進し、ケアマネジメントの質の向上の観点から、テレビ電話やその他の情報通信機器を活用してモニタリングなどを行う場合があります。ご理解ください。

## 1.1 災害への対策

災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続を策定し、対応力の向上を図ります。

事業所は、自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護予防支援事業の提供を継続的に実施するため及び臂臑時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1.2 感染への対策

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に行います。その結果を、介護支援専門員に周知します。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3)介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 1.3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (2)虐待防止のための指針を整備しています。
- (3)介護支援専門員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4)サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

### (5)虐待受付窓口

【解決責任者】	管理者 永谷 聖子	TEL 0824-88-3000
【窓口担当者】	各介護支援専門員	Fax 0824-88-3035

## 1.4 身体的拘束等について

事業所は、身体的拘束適正化のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1)事業所における身体的拘束防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2)事業所における身体的拘束防止のための指針を整備します。
- (3)介護支援専門員に対し、身体的拘束防止のための研修を定期的に行います。
- (4)身体的拘束防止の措置を講じるための担当者を配置します。

## 15 ハラスメント対策

### (1)職場環境の整備

事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2)サービス利用にあたっての禁止事項について利用者、家族、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ①従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

## 16 サービスの利用に関する留意事項

### (1)サービス提供を行う介護支援専門員等

サービス提供時に、担当の介護支援専門員等を決定します。

(2)担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。

### (3)退院をされる場合

・入院、退院をされる場合は、ご契約者の了解のもとサービス事業所への連絡や医療機関との情報交換を行うため、必ず当事業所へご連絡ください。

事前に、予定が決まっている場合は、早めにご連絡ください。

・入院をする場合には、在宅支援復帰を円滑に行うため、病院と当事業所が必要な意見交換を行います。入院時には、ご契約者やご家族から、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関へ必ず伝えてください。

### (4)市町への届出

この介護予防支援のサービスを受ける際には、その旨を市町に届け出て被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは、介護支援専門員にご相談ください。

### (5)キャンセル等

・利用者がこの介護予防支援に係る訪問調査・介護予防サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセル又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

**連絡先（電話）：0824-88-3000**

・居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

・利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。

（契約書6条）

・サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

令和 年 月 日

介護予防支援の提供の開始にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 社会福祉法人 優輝福社会  
事業者住所 広島県三次市吉舎町吉舎 606 番地  
事業者名 居宅介護支援事業所 ユーシャイン  
代表者氏名 理事長 森重 利夫  
説明者

介護予防支援の提供の開始にあたり、上記のとおり説明を受けサービス提供の開始に同意します。

利用者 住 所

氏 名

代理人又は立会人

住 所

氏 名

(続柄)